

船舶事故調査報告書

令和5年6月7日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年10月29日 07時05分ごろ
発生場所	京浜港横浜第5区（神奈川県横浜市磯子区） 横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台から真方位326° 2.1海里付近 （概位 北緯35° 24.4′ 東経139° 38.1′）
事故の概要	遊漁船第三鴨下丸は、東方に向けて左転中、また、作業船第十八いすづ丸は、北進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年11月2日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第三鴨下丸、12トン 235-28263 神奈川、株式会社鴨下丸 B 作業船 第十八いすづ丸、9.89トン 232-34989 神奈川、サンプラスシー株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 1人（釣り客） B なし
損傷	A バルバスパウに凹損、船首部ハンドレールに曲損等 B 左舷中央部外板に破口、同部ブルワークに破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期 日出時刻：05時59分ごろ（方位106°）
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客20人を乗せ、堀割川沿いの係留地を出航して同川河口を通過した後、約14～15ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で左舷側の企業専用岸壁南西端付近を東方に向けて左転した。 船長Aは、ふだん、企業専用岸壁から南東方に延びる栈橋（以下「本件栈橋」という。）付近に小型船が漂泊して釣りを行っていることがあるので、左舷側の本件栈橋付近に意識を向けて左転を続けた。 船長Aは、太陽光やその海面への反射があつて船首方が眩しかったので、サングラスを着用して船首方を見たところ、至近にB船を認めて主機を中立としたが、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。 A船の左舷船尾部にいた釣り客（以下「釣り客A」という。）は、衝突の衝撃で船室囲壁に胸部を打った。

	<p>A船は、自力で航行して係留地に戻り、釣り客Aが自身で病院で受診し、右肋間筋不全断裂と診断された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、作業員4人を乗せ、本件棧橋の潜水工事に従事する目的で本件棧橋の南側で漂泊し、着岸予定である本件棧橋基部付近からの工事担当者の合図を待っていた。</p> <p>船長Bは、堀割川河口から出航してくるA船を認め、集合時間となったので着岸の合図が見えやすいようB船を本件棧橋に近づけるとともに、A船の航行水域を広くしようと思い、約4～5knの速力でB船を北進させた。</p> <p>船長Bは、A船の操船者がB船に気付いており、A船がB船の船尾側を通過していくと思い、本件棧橋や本件棧橋基部付近の工事担当者に視線を向けていたところ、左舷至近にA船を認めて主機を後進としたが、B船とA船とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが本事故の発生を118番通報した後、自力で航行して本件棧橋に着岸した。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、東方に向けて左転中、太陽光やその海面への反射により船首方が視認しにくい状況下、船長Aが、本件棧橋付近で漂泊する小型船を確認しようと左舷側の本件棧橋付近に意識を向けて航行したことから、前路を左方に航行するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、北進中、船長Bが、A船の操船者がB船に気付いており、A船がB船の船尾側を通過していくと思い、本件棧橋や本件棧橋基部付近の工事担当者に視線を向けて航行したことから、左舷側から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が東方に向けて左転中、B船が北進中、船長Aが、太陽光やその海面への反射により船首方が視認しにくい状況下、本件棧橋付近で漂泊する小型船を確認しようと左舷側の本件棧橋付近に意識を向けて航行し、また、船長Bが、A船の操船者がB船に気付いており、A船がB船の船尾側を通過していくと思い、本件棧橋や本件棧橋基部付近の工事担当者に視線を向けて航行したため、互いに相手船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、一方のみに意識を向けず、周囲の見張りを適切に行うこと。また、太陽光やその海面への反射により船首方が視認しにくい場合、事前にサングラスを着用するなど見張りに備えること。 ・ 船長は、接近する他船が自船を認識していない場合に備え、その動静を監視すること。 ・ 船舶所有者は、法令により設置が求められていない小型船舶であっても、太陽光やその海面への反射による影響を受けずに相手船

	<p>の位置を把握し、又は、自船の位置を知らせることができる簡易型AISを設置することが望ましい。</p>
--	---